○総務省告示第五百十三号

動 通 電 信 波 法 シ ステ (昭 A 和二十五年 0) 普 及 \mathcal{O} 法律第百三十一号)第二十七条の十二第一項の規定に基づき、 た \otimes \mathcal{O} 特 定基 地 局 0 開 設に 関す る指記 針 を次 \mathcal{O} ように定め る。 <u>=</u> 九 世代移

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

開設 指 針 \mathcal{O} 対 象とす る特定 基 地 局 \mathcal{O} 範 井 に 関 す Ź 事 項

継 兀 同 則 十 規 局 本 (昭 九条 則 開 のうち、 第 設 和二十五 0 指 兀 六 + 針 次 九 \mathcal{O} \mathcal{O} 項第一号に規定する周 条 九 年電波監理委員会規則第十八号) 対象とする特定 \mathcal{O} に 六たに . 規 定する技術 規定する技術 基 基準 地 局 波数を使用するものとする。 基 に (係る) 準に 以 下 無線設置 · 係 単に るも 第四· 特 備 0 十九 定基 を含む。 (当該 条 地 無線設 の六 局 を使用 という。 0 匹、 備 \mathcal{O} 第四 す 発 る基 射 + す 0) 九条 る電 範 地 囲 局 及 0 は、 波 六 び \mathcal{O} 陸 中 無線 \mathcal{O} 五. 継 上 移 又 設 を 動 行 は 備 中 う 第 規

- ととする周 周 波 数 《割当計 波 数及 画 Ű に示される割 そ \mathcal{O} 周 波 数 り当てることが \mathcal{O} 使用 に 関する 可 事 能 項 で 'ある周は 波数のうち 特定: 基 地 局 に 使用させるこ
- 1 波 数 特定 \mathcal{O} 基 使 地 用 は、 局 に使用させることとする周波 平 成二十四年七月二十五 日 数は、 以 降 に 九四 限 る。 五. MHz とする。 を超え九六〇MIZ 以下の周 波数 (当該 周
- 2 特 定 基 地 局 に 係 る前 号に規定する周 波数 \mathcal{O} 使 用 区 域 は、 全国とする。

3 定 \mathcal{O} 周 第 め 5 波 뭉 数 れ 12 7 に 規 1 0 定 る 1 する 周 7 波 周 数 波 周 数 波 及 割 数 び そ 当 \mathcal{O} うち 計 \mathcal{O} 期 画 現に 限 平 \mathcal{O} 特 成二十 満 定 了 基 \mathcal{O} 日 年 地 は 総 局 務 以 3省告1 そ 外 れぞ \mathcal{O} 無 示 第 れ 線 七 次 局 百 \mathcal{O} が とお 使用 十 匝 号) ŋ して で あ に 7 る場 お 1 合 7 で 使 あ 用 0 \mathcal{O} 期 限 そ が

- 九 五 \bigcirc MHz を 超 え 九 五 八 MHz 以 下 \mathcal{O} 周 波 数 平 ·成三十 年三月三十 日
- 九 五. 八 MHz を超 え 九 六 \bigcirc MHz 以 下 \mathcal{O} 周 波 数 平 成二十 七 车 ; 一 月三十 日

 \equiv 特 定 基 地 局 \mathcal{O} 配 置 及 び 開 設 時 期 に 関 す る事 項

1

除 定する事 12 町 沖 を当該 \mathcal{O} を 日 含 無線 お 村 縄 本 以 む。 け 総 開 る全 合 特 通 局 設 とそ 務 別 信 \mathcal{O} 通 指 認 に て 区 信 運 所 針 が 定日」 を 事 \mathcal{O} 미 用 規 並 \mathcal{O} 12 含 務 能 を 定 び 市 係 通 み、 阻 に す 町 所 る な 信 、る支所な を含 とい 村 開 市 害するよう 同 \mathcal{O} 相 法 事 平成二十二年 設 町 う。 村 第 務 む。 手 計 とみ 方 及 百 所 画 等 で び 以 五. \mathcal{O} な な あ 出 下 から 認 + 地地 る 混 五 定 張 同 を受け 陸 信 条 方 + じ 兀 所 [年を] 第 自 月 そ を 上 \mathcal{O} 移 \mathcal{O} 1 --- 治 経 う。 た者 総 他 項 法 日 \mathcal{O} 動 過 管 合 局 \mathcal{O} に 昭昭 同 لح 妨 轄 L 涌 以 お (以 下 害 信 法 和 け 区 た \mathcal{O} 下 一域ごと る行 間 を与える 同 第二百 日 局 二十二年 ľ \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 認 管 通 政 属 する年 定開 区 \mathcal{O} 轄 信 八 おそ 十三 法 特 に 区 が 画 は 律第六· 設 域 に 定 可 お 条 者」 基 度 12 能 れ 1 ょ とな 第 0 が 7 る 地 お 十七 とい 区 け な 特 末 局 域 る当 る場 定 項 日 1 \mathcal{O} 号) とす う。 場 基 に までに、 人 合 該 お 所 地 \Box $\dot{\delta}_{\circ}$ 第四 通 に に 1 局 力 当 は、 設 て バ 信 置 屋 総 該 条 が 適 以 す 第 合 内 用 下 当 可 率 通 該 能 る そ す \mathcal{O} 同 $\widehat{}$ 項に 市 る 信 認 な \mathcal{O} 場 定 他 \mathcal{O} 市 町 \mathcal{O} 局 市 村 合 規 町 を 他 \mathcal{O}

村 総 特 合 \mathcal{O} 通 定 人 基 信 \Box 地 局 平 局 \mathcal{O} 管 成二十二 を 轄 開 区 設 域 L 年 な \mathcal{O} け \mathcal{O} 人 玉 れ \Box ば で 勢 除 調 な 5 査 L な た \mathcal{O} 値 結 1 を 果 1 に う。 よる 以 下 人 П 一同じ。 とする。 が 以 全て百分の 下 同 ľ 五. \mathcal{O} + 合計 以 上 を、 に 当 な る 該 よう \mathcal{O}

2 域ごとの れ ば 認 な 定 5 開 特 設 な 定 者 1 基 は 地 認 局 定 \mathcal{O} 人 日 \Box か 5 力 バ 七] 年を 率 が 経 全 過 7 L 百 た 分 日 $\widetilde{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 八 属 + す Ź 以 上 年 に 度 なるように特 \mathcal{O} 末 日 まで に、 定 基 総 合 地 局 通 を 信 開 局 設 \mathcal{O} 管 L なけ 轄 区

3 る シ 無線 ス 認 \mathcal{O} テ 運 定 開 設 用 7 設 を 備 \mathcal{O} 開 基 者 <u>(</u>占 地 は 始 有 L 局 な 認 周 特 定 け 波 定 日 数 れ 基 帯 ば か 5 な 地 幅 七 5 局 が 年を な \mathcal{O} \bigcirc う MHz 5 経 無 過 以 上 線 L 設 た \mathcal{O} 備 日 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 規 に 則 属 限る。 第四 す Ź + 年 度 九 を使 条 \mathcal{O} 末 \mathcal{O} 用 六 日 まで す \mathcal{O} 九 る ŧ に規定す に、三・ 0) を 1 う。 る 九 技 世 代 術 以 下 移 基 動 準 同 に係 通

信

兀 を 確 特定 特 保 定 基 す 基 る 地 地 た 局 局 8 \mathcal{O} \mathcal{O} 無線 無 \mathcal{O} 技 線 設 設 術 備 備 を 用 12 12 係 対 1 な し る て 電 け は、 波 れ ば \mathcal{O} 能 な 適 率 5 応 な 的 多 な 値 1 利 変 用を 調 及 確保する び 空 間 多 るため 重 技 0 術 技 そ 術 \mathcal{O} \mathcal{O} 他 導 \mathcal{O} 入に関 電 波 \mathcal{O} す 能 Ś 率 事 的 な 項 利

用

1 次 認 定 に 開 設 撂 げ 者 る は 無 線 次 局 \mathcal{O} に (--)に ょ 掲 る 九 げ る \bigcirc 無 五 線 MHzを超 局 に え ょ 九 る 九 五. 五. MHz \bigcirc MHz 以 下 を 超 \mathcal{O} 周 え 波 九 数 五. \mathcal{O} 八 使 MHz用 以 を 下 第 \mathcal{O} 周 項 波 第三号 ()に定 数 \mathcal{O} 使

用

及

び

五

終了

促

進

措

置

に

関

す

る

事

項

8 る 日 前 12 終 了させ るため、 この 項 に定めるところに より、 次の一から三までに · 掲 げ Ź 無 線 局 を

対 ぶとす る終 了 促 進 措 景置を実: 施 な け れ ば なら な

力無: 則 則 第二 九 (昭 線 五. 一条第 和二 \bigcirc 局 MHz + 電 を 波 五. 項 超 法 年 0 え 規 施 電 九 定に、 波 行 五 監 規 八 ょ 則 理 MHz ŋ 等 委員会規 以 な 下 \mathcal{O} お \mathcal{O} 効力を有することとされる同令による 部 周 別第十 を改 波 数 Î を -四号) 使用、 する省令 す る構 第六条第四 平 内 無線 成二十三年 項第二号(12) 局 及 び -総務 簡 易 無線 に 改 省令第 · 掲 正 げ 前 局 る 百 \mathcal{O} 並 周 六 電 び 十 二 二 波 波 に 法 数 特 を 施 定 使 行 小 附 用 電 規

する無線局をいう。)

う。 ジ 1 ず タ 九 れ \bigcirc ル 以 M 下 五. t 同 C MHz M を超え. A C 陸 A 上 陸 又は 移 九 上 <u>一</u> 五 動 移 デジ 通 動 信 通 MHz 以下の をい 信 タ ル 無 . う。 M 周 線 C以 下 設 A 陸 波数を使用する基地 備 同 上 規 別第三· ľ 移 動 通 一条第一 を行うも 信 (無: 五. 号に 局、 線 (T) 設 に 陸上 備 規 限 規 定 移動中 す る。 則第三条第六号 る M 継 C局 Α 及び 陸 上)陸上移; に 移 規 動 定 通 す 動 信 るデ を 局 1

使 (__) 用 す 0 無線 る 陸 上 局 移 \mathcal{O} 通 動 信 中 継 \mathcal{O} 相 局 手 方 である 無線 局 のうち 八 五〇 MHzを超り え八六〇 MHz 以 下 \mathcal{O} 周 波 数 \mathcal{O} みを

2 کے 小 \mathcal{O} 電 認 間 力 定 開 無 \mathcal{O} 合 設 線 意 者 局 に は に 基 あ づ 前 0 号 て 7 て、 は か 対象 5 そ $(\stackrel{\checkmark}{\equiv})$ $\overline{\mathcal{O}}$ 免 までに 無 許 線 人 設 等が 掲 備 げ \mathcal{O} . 当 所 る 無線 該 有 無線 者 又 局 局 は \mathcal{O} 免 許. 占 に つい 有 者。 人及び登 て、 以 下 第二 録 項第三号 ()に定める 対 人 象 (同 免 1号()に規定する特定 許 人 等」 とい 日 前

す 次 るた に · 掲 げ 8) る に 必 V 要な範 ず h か 囲 \mathcal{O} に 措 置 お 7 を行うことを条件として、 て、 終了促進措置として次号一から三までに掲 当該 措 置 に係 る 無 線 局 げ \mathcal{O} うる費 運 用 用 \mathcal{O} 開 \mathcal{O} 全 始 部 を を負 確 保

担

L

な

け

れ

ば

な

5

な

- る 局 第六条第四 が 構 前 か 号 使 内 つ、 用 . . 無 に す 線 九 撂 る 項 局 周 第二号 げ を 五 波数を・ 開 る MHz 構 を 設 に す 超 内 規 る措 無 九 え 定 九三 線 五. す 置 局 Ś $\overline{\bigcirc}$ 若 MHz を 廃 を超え九二八MHz 無 MHz L 線 以 < 止 は同 Ļ 下 局 を \mathcal{O} 号 周 か 1 う。 (一に掲ぎ 波 つ、 数数 九一 以 を 下に変更す を開 使 げ る 五. 用 設 無 す MHzいする 措置 る特 線 を 超え 局 うる措 定 構 九二 置 小 置 電 内 又 八 無 は 力 同 無 線 MHz号 (一) 線 以下 局 局 を に 除 \mathcal{O} (電 撂 周 <_ げ 波 波 る 数 法 構 を を 施 廃 使 内 行 無 止 用 規 線 則 L す
- $(\underline{})$ 下 線 に 局 前 | 号 (二) 変更す を 開 設 いする措置 んる措置 掲 げげ 置 る 置 無 又 線 は 局 同 を 15号(二)に同 廃 止 Ļ 撂 げる カュ つ、 無 線 九三〇 局 が 使 MHz用 を 超 す る え 周 九 兀 波 数 \bigcirc を MHz九三 以 下 $\overline{\bigcirc}$ \mathcal{O} MHz周 を超 波 数 え を 使 九 兀 用 す る MHz 以 無
- 3 (Ξ) 前 備 (<u>__</u>) 号 を 変 0 措 更す 規定 置 、る措見 に に より ょ ŋ 置 認定 周 波 開 数を変更 設者が 負担 た無線 する費用 局 との は、 通 同号に定め 信 を行うため る措 前 刊 (三) に *F 置に係る 掲げ る次に掲 る 無 げ 線 る費用 局 \mathcal{O} 無 線 設
- 無線 局 \mathcal{O} 無線 設 備 及びこれに附 属 する設 備 (応: 答 (T) ため 0 装 置 (当該 無線 設 備 が 発 射 す る電

る。

波に ょ り作 動 し、 その受信 電 力 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 を 同 周 波 数带 \mathcal{O} 電波とし 7 発 射 す んる装用 置 を V

う。 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 設 備 を 7 う。 (二) お 1 7 同 じ。 \mathcal{O} 取 得 に 要す る費 用

(__) 第一 -号 (一) か ら三までに掲 げ `る無: 線 局 \mathcal{O} 無 線設 備 及 び ح れ に 附 属 す Ź 設 備 \mathcal{O} 変更 \mathcal{O} 工 事 に

る費用

(三) プロ グラム (電子計算機に対する指令であって、 の結果を得ることができるように 組 み合

わされ た ŧ \mathcal{O} を 1 う。 \mathcal{O} 変 更に 要する事 費用

4 認 認定日 定 開 設 から六 者 は 月 終 以 了 内に、 ,促進措 終了促進措置 置 \mathcal{O} 実 施 に当たって、 0 実施 \mathcal{O} 次に 概 要 掲 (次 号 (二) げ る事 \mathcal{O} 項 定め を行 É わ より なけ 設 ħ ば 置 ならな L た窓 \Box 0 連

(__) 絡先及 認定 登録 日 び 対 か 応 5 六 時 月 間 以 を含 内 に、 む。 終 を対 了 促 進 象 免 措置 許 \mathcal{O} 人 実 等 施 に 手 周 順 知 させ を第 る 号 (一) 及 ため \mathcal{O} び (二) 措 置 に を 撂 開 げ 始 る無線 すること 局

 \mathcal{O}

免

許

人

及

Ű

人

に

対

L

て

通

知すること

 (Ξ) (三) 法第三 を社 (一) 及び(二)に 員そ 撂 げ + る 0 八 無線 他 条 掲 \mathcal{O} \mathcal{O} 構 げ 局 成 + る \mathcal{O} 事 員とし 五 免 第 許 項 人と \mathcal{O} てい 項 実 施 に \mathcal{O} 間 る法人又 規 前 定す で、 に、 á (一) 及 第 は 認 __ 号 (一) の び 寸 証 体 取 扱 \mathcal{O} 以 事 業 無 者 項 下 線 \mathcal{O} を 局 製造業者等」 実 1 \mathcal{O} う。 施 無 線 に 設 0 *(* \ 及 備 び て に という。 製造 協 係 議を行うこと る 業者 認 証 又 取 並びに は 扱 業者 これ 第 5 電 \mathcal{O} 号 者 波

(四) 対 象 免許 人等 (第 号三に掲げ Ź 無線 局 \mathcal{O} 免 許 人を除っ との 間 で、 当該対象免許 人 等が

費用 行う第二号に定め 負 担 \mathcal{O} 範 囲 る措 方法及证 置 び \mathcal{O} 実 内 施 容 及 時 期 び その そ \mathcal{O} 実 他 終了 施 時 促 期 並 進 措 び に 置 当該 \mathcal{O} 内 措 容 置 に つ に 係 1 る終 て 協 了 議を行うこと 促 進 措 置 に 関 する

- (五) 二号に 内 担 \mathcal{O} 容 0 第 M 範 12 \mathbf{C} 定定め 号(三)に 0 A 囲 陸 7 方法 る 上 措 協 移 撂 及び 議 動 置 げ る 通 \mathcal{O} 無線 行うこと 信 実 内 施 容 及 び 時 及 局 デジ 期 び \mathcal{O} その 並 免 タ び 許 ル に 実 人 . 当該 کے 施 M C 時 \mathcal{O} 免 期 間 Α 許 並 陸 で、 人に 上 び (三) に当該措 移 係 動 る無線 . 定 通 信 \Diamond を停 置 る 局と第一号二に掲げ 協 に 止する時 係る終了 議 と 同 時 期その 促 に、 進 措 当 他 置 該 終 る に 免 無線 了 関 許 促 する 人が 進 局 措 費 لح 行 ごう第 用 置 \mathcal{O} 間 負 \mathcal{O}
- 5 事 (六) 項を遵守 申 請 対 象免許 者 又 L は 人等、 な 認 け 定 か 開 れ 。 (四) ば 設 なら 者 又は は、 な 終了 (五) の協 促 議 進 措 の申入れ 置 \mathcal{O} 実 があ 施 に 関 った場合には、 する 透 明 性 \mathcal{O} 遅滞 確 保 を図 なく当該協 る ため、 議を開 次に 始する 掲 げ

る

7

を

- 等 に 申 対 請 Ļ 者 は、 認 定 本 開 開 設 設 者 指 針 が 行 \mathcal{O} 告 う第二号に規定 示 \mathcal{O} とき か 5 認定 する費用 を受け \mathcal{O} 負 る 担 ま で に 関 \mathcal{O} 間、 す Ś 協 対 議 象 免 許 調 整 等 等 及 を び 切 製 造 行 業者 わ な
- $(\underline{})$ けせに 認定 開 対応するた 設 者 は 8 認 定 0 窓 日 \Box か を設置 5 月 以 内 第二 に、 項第三号()に 終了 促 進 措 置 定 \mathcal{O} め 実 施 る 日 に 関 \mathcal{O} す 前 日 る 対 ま で 象 `設置` 免 許 すること 人 等 か 5 \mathcal{O} 問

 (Ξ) 認 定 開 設 者 は 前号(二の) 通 知 を L た場 合 は、 そ 0) 通 知 \mathcal{O} 内 容 を 1 ン タ] ネ ツ 1 \mathcal{O} 利 用 そ \mathcal{O} 他

 \mathcal{O}

方

法

に

ょ

ŋ

公表すること

- (四) に掲 認定 げる無線 な 開 お 設 者 前 号(三) は 局 0 免 か 終 了 許 5 促 (五) 人 及 進 ま で び 措 製造業者等が関与する場合に に規定する終 置 に . 関 する 費 用 了 促 \mathcal{O} 進 負 措 担 置 \mathcal{O} 公 \mathcal{O} 実 正 は 施 が 12 確 当該者 関 保 され す Ź は当 協 る 議 よう十 該 に 関与 お 分に 1 に対 配 第 L 意 7 す 号 (三) え る こ
- (五) する 作 及び 総 磁 開 5 設 務 的 認 対象 定 者 法 大 本 れ 記 「 及 び 開 開 臣 る記 律 録 免 設 設 \mathcal{O} 平 許 求 指 録 電 者 対 子的 成 象 であ 人等 針 8 は 十 二 に に 免 って、 応 方式 許 係 が署名若 前 号 (四) じ 年 る 人 て速 法 等 開 電子 磁 律 設 又 か 気的 B 計 第 は 5 L Š 計算機によ 対 (五) か 画 百二号) 方式 価 は に \mathcal{O} \mathcal{O} を受け そ 認 記 協 そ 名押 定 議 \mathcal{O} 写 第二 \mathcal{O} \mathcal{O} 12 印 L 有 る情報 他 ょ 7 条 第 を提 効 人の り は L 合意が た書 期 なら 出 間 処 知 理 すること 中、 覚 項 面 な 又は E ٧Ì なされたときは、 \mathcal{O} 12 当 用 ょ 規 定す 電 該 に供さ 0 电子署名 7 書 る電 は 面 れ 認 又 は るも 子署名をい 識することができな (電子署名及び 当 そ 該 0 をい 0) 電 内 磁 う。 う。 容 的 を、 記 認 録 に 認 を を行 証 業 保 ょ 定 管 り 開 方 務 式 た 設 確 12 電 関 認 者 で
- (六) び 半 当該 期ごとに、 認 定 措 開 設者 置 \mathcal{O} 第 実 は 施 号 当 該 に 要 (-)認認 か L 定に 5 た 費 (\equiv) ま 用 係 そ で る に 開 0 掲げ 設 他 当 計 該 る 画 措 無線 に基 置 づ 局 \mathcal{O} 実 く終了 \mathcal{O} 施 区 分 \mathcal{O} ,促進措 問 状 に 況 従 を 1 置 当 示 該 す 0) 完了 書 措 類 置 まで を を 総 実 務 施 0 間、 大 L 臣 た 無 に 毎 線 提 年 度 出 局 す 数 \mathcal{O} á 及 几

- 6 概 該 要及 認 総務大臣 定に び 確 係 は、 認 る 開 \mathcal{O} 前 号 (六) 結 設 果 計 を 画 1 の規定により認定開設者から提出された書類について、 12 <u>基</u> ンタ づ] き ネ 適 ツ 切 } 12 \mathcal{O} 終了 利 用 促 そ 進 \mathcal{O} 措 他 置 が \mathcal{O} 方法 実 施 に され ょ り公表するも て 7 ることを確 0 とする。 本開 認 Ļ 設 当 指 該 針 及 書 び 類 当 \mathcal{O}
- 六 7 特 び 定 円 認 定 基 滑 開 な 地 設者 局 実 施 \mathcal{O} を図 は、 円 滑 終了 な る 開 た ,促進措1 設 8 \mathcal{O} \mathcal{O} 推 体 進 置 制 に関 12 \mathcal{O} 関 整 す 備 L る事 て、 そ \mathcal{O} 項 他 対 象免許· その 必 要 な 他 措置 必 人等との迅速な合意形成を図るための 要 な を 講ず 事 項 る よう努め な け れ ば なら な 対 策 及
- 1 特 定 基 地 局 は、 次に掲げ る場合に 開 設され たも のとする。
- 第二 第二 項 項 第 第 号に 号に 継 規定する を開設 規 定す る周 る周 場合 波数と当該 波 数 \mathcal{O} みを 周 使 波 用す 数 と る は 基 地 異 な 局 る 又 周 は 波 陸 数 F. عَ 移 を併 動 中 せ 継 7 局 使 を 用 開 す 設 Ź L 基 た 地 場 合 局

又

は

陸

上

移

動

中

局

L

た

- (\equiv) 又 は 既に 当 該 開 設 周 波 L 数 7 1 る \mathcal{O} 変 基 更 地 に 局 又 係 は る 陸 周 波 上 数 移 \mathcal{O} 動 指 中 継 定 \mathcal{O} 局 変更を受け に 0 1 て 第二 た場 項 第一 合 号に 規 定 チ る 周 波 数 \mathcal{O} 追 加
- 2 は、 地 これ 域ごとに 6 \mathcal{O} 連 申 携 請 す を る 複数 \mathcal{O} 申 0 請 者がそ ع ンみな れ L だれ て、 本 本 開 開 設 設 指 指 針 針 12 \mathcal{O} 係 規 る 定 を適 開 設 計 用 す 画 る。 \mathcal{O} 認 定 0) 申 . 請 を行う 場 湾合に
- 3 本 開 設 指 針 に 係 る 開 設 計 画 \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 申 請 は 次 (C 定め るところに ょ ŋ 行 わ な け れ ば なら な \ <u>`</u>

- 申 請することができる周 波 数数 の帯 域 幅 は 五. MHzとする。
- $(\underline{})(\underline{})$ る事 電 波 申 . 請 項 監 E に当たっては、 理 委員 つ *(*) (会規) て 開 設 則 第十一 計 電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則 画 に 五. 号) 記載しなけれ 第二十五 ば 条 なら \mathcal{O} 兀 な に 定めるところに よる ほ か、 別 表 (昭 第 和二十 に 規 五 定 す
- 4 て、 お、 に 請 各号に に · 提 1掲げ に対 本開 出 同 同 . 等 に つされ 設指 法 る基準に適合する申 規定す してするもの 公第二十. . 扱 た本 針 る事 に係る開 V) 審 開 七条の十三第三 査 設 項 とし、 を 指 並 行う。 針 設計 び に に係る開 請 別 画 \mathcal{O} 表第二に を超える場合は当該申 の認定 数が 項 設 \mathcal{O} 規定に は 計 一となるまで審査した当該申請に対してするものとする。 規定する要件 画 電波法第二十七条の十三第四項各号並びに前各項及 \mathcal{O} 認 より公示され 定 \mathcal{O} 申 . 請 清 清 を満 に た たし 0 つい 期間 ** \ て 7 て 別 は、 1 以 表 る申 公第三に! 下 前後なく受け 請 申 \mathcal{O} 掲げ 請 数 が 期 間 る順 付 0 という。) 場 けたも 序 に 合 従 は 0 当 1 び 同 該 内 な 表

申

前

- 5 t か 認定 のとして審査を行う。 カン わ 開 5 ず、 設者 当 が 当 当 該 該 認 定 認定後に行う本 開 設 者 以 外 \mathcal{O} 者 開 設指 が 行 5 針 本 に 開 係 設 る 指 開 設 針 に 計 係 画 る \mathcal{O} 認 開 設 定 \mathcal{O} 計 申 画 請 \mathcal{O} 認 は、 定 前 \mathcal{O} 申 号 前 請 段 に 劣 \mathcal{O} 後 規 する 定に
- 6 類 を総 認 定 務 開 設者 大臣 に は 提 出 毎 年 L 度 な け \mathcal{O} 兀 れ ば 半 期ごとに、 ならない。 当 該 認定に係 る開 設 計 画 に 基づく事 業 0 進 捗 を示 す

書

別 表 第 開 設 計 画 に 記 載 すべ き 事

項

- 特定: 基 地 局 \mathcal{O} 整 備 計 画 に 関 す Ź 事 項
- 1 線 第 振 が \mathcal{O} 局 \mathcal{O} を 幅 総 几 五 な \mathcal{O} 属 特 合 使 変 種 定 + に す 1 調 Ź 通 用 規 場 別ごと 基 九 定 年度 条 す が 信 所 地 る空 す \bigcirc 可 に 局 局 能 る技 六 ま 設 \mathcal{O} \mathcal{O} (屋 内 で 管 \mathcal{O} な 置 間 開 術 に 轄 九 多 ŧ す 設 そ 限 区 に 重 0 基 数 る 無線 方式、 に \mathcal{O} る。 域ごとの 準 に 規定する技 限る。 他 関 (拡 を用 他 以 す 局 á, 散 下この \mathcal{O} か 特定 符号速 無線 1 \mathcal{O} に 術 別 年 ることに . あ を含い 基 基 度 局 度が 準 っては隣接する二の 及 地 \mathcal{O} (特 局 に む。 運 び ょ あ 毎 用 兀 定 \mathcal{O} 砂三· 人口 り を阻害するような混 に 基 0 て 伝送 及び 地 お は 力 1 局 速度を 八四 技術 バ 占 7 \mathcal{O} 有] 同 最 ľ, 率 周 メ 基 初 波数 ガチ に 搬送波を使用すること又は 向 準ごと \mathcal{O} · 関 上さ 運 ッ す 帯 \mathcal{O} 用 せる る、 プ 末 開 幅 信その他 (無線 0) 始 \mathcal{O} 日ごと、 市 別 ŧ Ł \mathcal{O} 町 \mathcal{O} 設 日 を含む。 \mathcal{O} かどう 村ごと、 で 0 備 か あ 妨害を与えるお 都 規 ら 則 道 + 0 て、 第四 年 府 か 年 県ごと、 を \mathcal{O} \mathcal{O} 複 六 度 経 計 別 + 数 過 兀 九 \mathcal{O} 画 末 値 条 同 \mathcal{O} L そ 空中 日ご 無 た 直 規 \mathcal{O} 交 れ 線 則 日
- 2 لح \mathcal{O} 計 画 **当** 該 計 画 に 係 る 無 線 局 \mathcal{O} 開 設 数 を 含む。
- 3 市 别 町 表 第 村ごと、 \equiv <u>ー</u>に 年 度 規 定 \mathcal{O} す 末 る全国 日ごとの \mathcal{O} \equiv 計 画 九 (当 世 該 代 計 移動 画 に 通 係 信 る シ 無線 ス テ 局 A \mathcal{O} \mathcal{O} 開 基 設 地 数 局 を含む \mathcal{O} 人 \Box 力 バ 率 に 関 する
- 4 = 九 世 代 移 動 通 信 シ ス テ Δ \mathcal{O} 基 地 局 \mathcal{O} 運 用 \mathcal{O} 開 始 12 関 す る 計 画
- 開 設 計 画 に 従 0 7 円 滑 12 特 定 基 地 局 を 整 備 す る た 8 0 能 力 に 関 す る 事 項

- 1 特 定 基 地 局 \mathcal{O} 設 置 場 所 \mathcal{O} 確 保 (開 設 に 対 する地 域 住 民 \mathcal{O} 合 意 形 成 に 向 け た 取 組 を 含 む。 以 下 別
- 表 第二 の二に お 1 7 同 じ に . 関 す Ź 計 画 及 び そ 0 根 拁
- 2 特 定 基 地 局 \mathcal{O} 無線 設 備 \mathcal{O} 調 達 に 関 す る計 画 及 Ű そ \mathcal{O} 根 拁
- 3 特 定 基 地 局 \mathcal{O} 整 備 に 係 る 工 事 業 者そ 0) 他 \mathcal{O} 業者 と \mathcal{O} 協 力 体 制 \mathcal{O} 確 保に 関 す Ź 計 画 及 び そ \mathcal{O} 根

拠

- \equiv 電気通 信 設 備 \mathcal{O} 設 置 及 び 運 用を円滑 に 行うた め 0 技 術 的 能 力 E 関 す Ś 事 項
- 2 1 特 申 定 請 基 者 地 が 設 局 に 置 係 しようとす る伝送路 る無線器 設 備 交換 設 備 設 に関 備 す 端 る技 末 設 術 備 的 そ な \mathcal{O} 検 討、 他 \mathcal{O} 実 運 験 用 に 標 必 準 要 な 化 電 等 気 \mathcal{O} 通 実 績 信 及 設 備 び 計 電 画 気

通 信 事 業法 昭 和 五. + 九 年 法 律 第八十六号) 第二 一条第二 号に規定す Ś 電 気通 信 設 備 を 1 う。 以

下

- 同 ľ \mathcal{O} 調 達 及 び 工 事 に 関 す る 計 画 及びそ \mathcal{O} 根 拠
- 3 電 気 通 信 設 備 \mathcal{O} 運 用 及 び 保守 管 理 \mathcal{O} た 8 に 必 要 な 技 術 要員 \mathcal{O} 確 保 に 関 する 計 画 及 び そ 0 根 拠
- 0 以 下 同 ľ, \mathcal{O} 選 任 及 び 配 置 に 関 す る 計 画 及 Ű そ \mathcal{O} 根 拠

4

電

気

通

信

主

任

技

術

者

(電

気

通

信事

業

法第

匹

+

五.

条

第

項に

.規定、

す

Ź

電

気

通

信

主

任

技

術

者

を

1

う

- 5 は 最 天 小 災 そ 限 12 \mathcal{O} 抑 他 えるた \mathcal{O} 災 害 め 及 び \mathcal{O} 措 事 置 故 に \mathcal{O} 関 発 す 生 Ś 時 計 に 画 お 及 け び る電 そ 気 \mathcal{O} 根 通 拠 信 設 備 \mathcal{O} 障 害 及 び 通 信 \mathcal{O} 輻^{ふくそ}う を 防 止 又
- 兀 財 務 的 基 礎 に 関 す る 事 項
- 1 特 定 基 地 局 \mathcal{O} 運 用 に ょ る 電 気 通 信 事 業 電 気 通 信 事 業法 第 一条第 匹 号 に 規 定 す Ź 電 気 通 信 事 業

信事 を いう。 業に係 る事 以 項 る 下 同じ。 を含む。 電気通信役務 に より生ずる収 (同条第三号に規定する電気通信役務をいう。 益 に関 する、 年度ごとの 見通 L 及びその 以 下 同じ。 根 拠 (当該) \mathcal{O} 電 契 気 約 通 数

に

関

す

- 2 12 要する費用 特定 基 地 局 に関する、 に係る設備投資 年度ごとの \mathcal{O} 額及 見通しる び終了 及びそ 促 進 措 置 \mathcal{O} 根 \mathcal{O} 実施 拠 に 要する費用そ 0) 他 当該 電 気 通 信 事 業
- 3 請者に 三十八 従って必要な資 当該 . 対 年大蔵省令第五 電 する主な出 気通 信 事 金を確保することが 業に 資 十九号) 者 要する費用に の財務諸 第一 表 条第一 できることを証 充てる資 (財務 項に規定する財 諸 表等 金の 確 \mathcal{O} する書 用 保に 語 関 類を 務諸表をいう。 様 する計 式 別 及 紙 び 画 作成: に 及び より添付すること。 そ 方 法 \mathcal{O} そ 12 根 関 0 拠 す 他 る 申 0 当該 請 規 者 則 計 及 昭昭 び 画 に 申 和
- 4 当 該 電 気通 信 事業 に · 係 る損 益及び キ ヤ ツ シ ユ • フ 口 に 関 す る、 年度ごとの見通し及び そ 0 根

五. 業 務 執 行 体 制 \mathcal{O} 整 備 に 関 す る 事 項

拠

- 1 法 令 遵 守 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 体 制 \mathcal{O} 整 備 に 関 す Ś 計 画 及びそ 0 根 拠 法 令 遵守 に係 る内部に 規 程 が あ る 場 合
- は、 別 紙 に ょ り 添 付 すること。
- 2 あ る場 個 人 情 合は 報 保 別 護 紙 \mathcal{O} た に ょ 8 り \mathcal{O} 添付、 体 制 すること。 \mathcal{O} 整 備 に 関する計画 | 及び その根 拠 (個 人情報保 護に係 る内に 部 規 程

が

3

拠 \mathcal{O} 体 電 電 制 気 そ 通 気 信 通 \mathcal{O} 信 役 他 務 事 \mathcal{O} 業 に 雷 気 \mathcal{O} 0 V) 通 利 7 信 用 者 事 \mathcal{O} 業 利 \mathcal{O} 用 利 \mathcal{O} 益 利 者 \mathcal{O} 用 か 者 5 保 \mathcal{O} 護 \mathcal{O} 書 に 利 係 益 情 及 る \mathcal{O} 内 保 び 間 部 護 合せに 規 \mathcal{O} た 程 が 8 対 あ \mathcal{O} す る 体 Ź 場 制 合 \mathcal{O} 適 は 切 整 備 カン 别 に 0 関 迅 紙 速 す に る計 ょ な 処 n 理 画 添 を行 及 付 び す こうため そ \mathcal{O} 根

混 信 等 \mathcal{O} 防

止

に

関

す

る

事

項

六

拁 六 12 条 電 次 波 第 に 掲 \mathcal{O} 監 項 げ 視 12 る を 規 無 阻 定 線 害す す 局 る そ る 指 \mathcal{O} 定を受け 混 他 信 既 条 そ 設 \mathcal{O} \mathcal{O} 他 て 無 1 線 \mathcal{O} 、る受信 妨 局 害を か 争 防 設 備 備 止 免 するため 許 以 を 受け 下 条 既 \mathcal{O} て 対 設 1 策 五. \mathcal{O} る 及 無 Ł び 線 \mathcal{O} 体 局 を含 等」 び 制 む。 に とい . 関 す う。 る計 及 条 てバ 電 画 及 \mathcal{O} 波 び 運 法 そ 第

用

並

び

五.

+

 \mathcal{O}

根

規

MHz

を超 定す 無 る技 線 え 八 設 備 術 九 基 \bigcirc 規 準 則 MHz 第 に 以 下 係 匹 + る \mathcal{O} 無 周 九 線 波 設 数 \mathcal{O} 六 備 を を \mathcal{O} 使 使用する \equiv 用 す る 5 Ź ŧ 第 基 匹 \mathcal{O} 地 + に 局 九 限 る 陸 \mathcal{O} 六 上 移 \mathcal{O} 動 中 ま 継 で 及 局 及 第 び 匝 陸 + 上 移 九 動 局 \mathcal{O} 六 八 0 九 12

局 無線 及 び 同 設 規 備 則 規 第 則 五. 第 + 兀 兀 + 条 九 第 条 五. \mathcal{O} 号 九 に 第 規 号 定する に 規)技術: 定す Ź 基 準 技 12 術 係 基 る 準 無線 に 係 設 る 無 備 線 を 使 設 用 備 す を 使 る 簡 用 易 す る 無 線 構 内 局 無 線

(三) に 規 電 定 波 す 法 Ź 施 技 行 術 規 基 則 準 等 に \mathcal{O} 係 __ る 部 無線 を 改 設 正 備 す を使 る省 用 令 す に Ź ょ る 構 内 改 無 正 線 前 局 \mathcal{O} 無 及 線 び 同 設 規 備 則 規 第 則 第 五. +兀 几 + 条 九 条 第 \mathcal{O} 五 号 九 に 第 規 号 定

する 技 術 基 潍 12 係 る 無線 設 備 を 使 用 す る 簡 易 無線 局

(四) 使 用 無 線 す る 設 基 備 規 地 則 局 第 匹 陸 +上 九 移 条 動 \mathcal{O} 中 七 継 及 局 び 及 第四 び 陸 + 上 九 移 条 動 \mathcal{O} 局 七 0 三に規定する技術 基 準 -に係 る無線 設 備

を

- (五) 陸 兀 + 上 電 九 波 移 条 法 動 0 施 局 七 行 規 の三に規 則 等 \mathcal{O} 定す 部 ,る技術: を 改 正 する省か 基 準 上に係 令 る無線は に ょ る 設 改 備 正 を使用す 前 \mathcal{O} 無線 る基 設 備 地 規 局 則 第 匹 陸 + F. 移 九 動 条 中 \mathcal{O} 継 七 及 局 及 び 第 び
- (六) 五 八 無 線 MHz を超 設 備 え 規 九 則 六 第 五. \bigcirc + MHz 八 以 条 下 \mathcal{O} \mathcal{O} 周 二の三に 波 数を使用する 規定する技 ŧ 術 \mathcal{O} に 基 限 準 る。 に 保る 無 線 設 備 を 使用 す る 古 定 局 九
- (七) 線 設 無 線 備 を 設 使 備 用 規 す 則 る 第 無 几 線 + 五. 局 条 \mathcal{O} 0) 五. 及 び 第四 + 五. 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 六 規定 す Ź 技術 基 潍 に 係 る

無

1 1 う。 第 五. 項 第 号に 規 定す る費用 \mathcal{O} 負 担 12 充てることが 口 能 な 金 額 \mathcal{O} 総 額 以下 負 担 可 能

額

لح

七

終了

促

進

措

置

に

関

す

る

事

項

2 開 申 請 始 当 該 者 日 費用 \mathcal{O} 12 預 お に け 金 充てる資 る \Box 座 外 玉 \mathcal{O} 為 残 金 高 替 とし \mathcal{O} \mathcal{O} 売 確 保 7 買 金 相 \mathcal{O} 融 計 場 機 に 画 及びそ 関 ょ り、 が 証 0 明 本 L 邦 根 た 通 拠 書 貨で 外 類 国 表 通 金 示 さ 貨 融 で 機 れ 関 表 た 公示され に 金 ょ 額 る に た金額 融 換 資を行う旨を約 算 すること。 は、 申 請 ま 期 する た、 間 \mathcal{O}

書 類そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 負 担 口 能 額 に 相 当す Ź 資 金 を 確 実に 確 保 することができることを証 す る 書 類 を 別 紙

により添付すること。)

3 7 す Ź は 対 総 無 象 合通 線 免 許 局 信 \mathcal{O} 人 局 割 等との 合 \mathcal{O} 管 に関 終了 轄 区 す 域) る、 促 進 ごと、 年 措 ・度ごと、 置 \mathcal{O} 第 協 五. 議 項 都 を 第 道 開 府 始 号 (一) 県 す る か 第 無線 なら三まで 五. 項 局 第 \mathcal{O} で 割 号 (二) 及 の 区 合 及 び 別ごとの 終 了 促 計 掲 進 げ 措 画 及 る 置 び 無 \mathcal{O} そ 線 実 局 施 \mathcal{O} を 根 12 完 拠 お 了

4 終了 促 進 措 置 \mathcal{O} 実 施 に 係 る 窓 \square \mathcal{O} 設 置、 周 知 さ せ る ため \mathcal{O} 措 置 及 び 通 知 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 確 保 に 関 す る

計画

5 第五項第五号()に規定する事項の遵守を示す旨

6 対 象 免 許 人 、等との 終 了 促 進 措 置 12 係 る協 議 及び 合 意 \mathcal{O} 方 法 に 関 す る 計

画

7 た 8 第 0 五 対策 項に 及 定 び 8 る終 円滑、 な実施を 了 促 進 を 措 図 置 る に た 関 め す る事 \mathcal{O} 体 制 項 \mathcal{O} に 整 0 備 1 その て、 他 対 象 必要な措置に 免許 人等との · 関 迅 す 速 る な合 計 画 意 形 成 を 図 る

八 電 波 \mathcal{O} 能 率 的 な 利 用 \mathcal{O} 確 保 に 関 す る 事 項

ľ, \mathcal{O} 利 申 請 用 者 状 を行う無 況 · 係 及 び る 線 携 利 帯 用 局 計 無 \mathcal{O} 周 線 画 [を含] 波 通 数に 信 む。 無線 係 以下 る電 設 別 波 備 規 \mathcal{O} 表 第 能 則 第 率 的 三条 \mathcal{O} + な 第 利 12 用 お 号 を 1 に 7 確 保する 規 同 ľ 定する携 た 及び 8 帯 \mathcal{O} そ 取 無 0) 線 組 根 に 通 関 信 拁 す を る 1 計 う。 画 以 電 下 波 同

九 電 気 通 信 事 業 \mathcal{O} 健 全 な 発達、 と 円 滑 な 運 営 0 寄与 に 関 す る 事 項

事 事 た \mathcal{O} 業 業 め 方 項第 本 法 者 者 \mathcal{O} 開 に 十号に規定す 設 に 特 指針 な 定 電 ょ る見 る 気 基 通 特 地 又 込 は 定 信 局 4 平成二十一年 \mathcal{O} 基 事 Ś 開 \mathcal{O} 業 地 卸 設 局 あ 法 電気通 第二 に る者を含む。 \mathcal{O} 関 利 用 条 する指 第五日 を 信役務をいう。 総務省 促 号 針 進 す 以 にこ を定める件) 告示第二百四十八号 規定、 る 下 同 た ľ め す る電 0) 以下同じ。 具体 に 12 気 通信 係 的 対する、 る開設 な 事 計 <u>=</u> 業 \mathcal{O} 画 者 計 提 卸 九 供 を 電 画 世 気 又 1 \mathcal{O} は 通 認定 代 V ; 移動 電 信 気 役 同 を受けて 通 号に 務 通 信設: 信 同 規 シ ス 備 定す 法 7 テ 第二十 な \mathcal{O} 7 接 る 1 電 電 続 \mathcal{O} 導 そ 九 気 気 条第 入の 通 \mathcal{O} 通 他 信 信

十 申請者の条件に関する事項

同 \mathcal{O} 表 役 別 員 + 表 第二 組 4 合 0 \mathcal{O} そ 十 一 議 \mathcal{O} 決 他 権 0) 要件に対する適合を示す旨 \sum \mathcal{O} 関 れ に 係 . 準 ず を 示 す る 書 事 類 業 を 体 別 に 紙 あ に 0 ょ て (申請者が法人又は団体である場合に は ŋ 添 役員 付 すること。 に 相 当す る者を含む。 以 下 あって 同 Ü は 及び そ

+ カゝ ら 十 ま でに定 8) る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 本 開 設 指 針 に定め 5 れ た事項に関 する申 請 者 \mathcal{O} これ ま でで \mathcal{O}

取 組 \mathcal{O} 実 績 並 び に 計 画 及 び そ \mathcal{O} 根 拠

別表

第

開

設

計

画

 \mathcal{O}

認

定

 \mathcal{O}

要件

全て 0 都 道 府 県 \mathcal{O} 区 域 E お 7 て、 特 定 基地 局 を整備 する 計 画 及びその 根 拠を有してい ること。

線 設 開 備 設 計 \mathcal{O} 調 画 に 達 及 記 び 載 その され 整 た全て 備 に 係 0) 特 る業者 定 基 と 地 局 協 12 力 0 体 1 制 て、 \mathcal{O} 確 そ 保 \mathcal{O} に 円 関 滑 す な る 整 計 備 画 \mathcal{O} 及 た び \Diamond そ 0 設 根 置 場 拠 を 所 有 \mathcal{O} 確 L 7 保 1 る 無

- し、 画 申請 及 びそ か 者が つ、 \mathcal{O} 設置しようとする無線設 根 特 定 拠 を 基 有 地 局 L 7 \mathcal{O} 運 7 ること。 用 に 必 要 な 備 電 に関する技術的な検討、 気通 信 設 備 \mathcal{O} 調 達 及 び 実験、 工 事 並 標準 び に 化 運 等 用 \mathcal{O} 及 実 び 保守 績 又 12 は 関 計 す 画 「 を 有 Ź
- 兀 す 関係 る 計 法会令 画 及 び の規定に基づき、 そ 0) 根 拠 を有 L て 無線従事者の配置方針 7 ること。 並 び に電気通信主 任 技術 者 \mathcal{O} 選任 及 び 配 置 に 関
- 五. を有 最 合に 小限に 天 八災そ あ 7 0 7 7 抑えるため \mathcal{O} ること。 他 は \mathcal{O} 災 当 害 該 及 認 \mathcal{O} 措 び 定 に係 事 置 に関 故 る \mathcal{O} す 開 発 Ś 生時 設 計 計 12 画 画 おけ に 申 記 載 請 る 著が され 電 気 開 通 た 設 信 ŧ 設 計 \mathcal{O} 備 以 画 外の \mathcal{O} \mathcal{O} 障害 認定を受けたことの ŧ 及び \mathcal{O} を含むこと。 通 信 \mathcal{O} 輻輳、 あ を防 及びそ る者であ 止 0 る場 又は 根 拠
- 六 拠 生 を じ 特定 る 有 基 年 L · 度 7 地 が 局 お り、 あ の運用による電 ること。 か つ、 当 該 電 気通信事業に要する費用に充てる資 気 通 信 事 業 に 係 る損 益 に . 関す る年度ごとの 金 \mathcal{O} 確保 見通し に関する計 に お 画 1 及 び て、 そ 利 益 \mathcal{O} 根 \mathcal{O}
- 七 気 人 情 通 法 令遵 信 報 保 事 守 業 護 \mathcal{O} に \mathcal{O} 利 関 た す 用 め Ś 者 \mathcal{O} ガ 体 \mathcal{O} 利 制 1 益 ド \mathcal{O} 整 ラ \mathcal{O} 備、 保 イン 護 平成. を定 \mathcal{O} た め 8 十六年総務省告示 る件) 0) 体 制 0 に 整 適 備 合 に L 第六 た 関 個 す る 百九十五号 人 計 情 画 報 及 保 び 護 そ \mathcal{O} (電 \mathcal{O} た 気 根 8 通 拠 \mathcal{O} を 信 体 有 事 制 業にお L \mathcal{O} 7 整 1 備 け ること。 及 る び 電 個

八 防 \mathcal{O} < は 実 止 既 無線 施 に 存 又 係る対応を行う窓 \mathcal{O} 無線 及びその は 局 当 \mathcal{O} 設 該 局 等 置 妨 害 場 \mathcal{O} を防 運 所 及 用 及び び 止 \Box 無線 す \mathcal{O} る 設 電 た 置 波 設 備 ること。 及び \Diamond \mathcal{O} 監 \mathcal{O} \mathcal{O} 空中 視 特 特 を阻 定 定基 線 基 地 地 害 \mathcal{O} 指 する混 局 局 0 向 \mathcal{O} 設 方 設 信そ 置 置 向 前 に \mathcal{O} 調 お に \mathcal{O} 当 け 他 整 該 る \mathcal{O} \mathcal{O} **於設置** 無 実 妨害を防 施 線 に係 に 設 備 ょ る る情報交換若 止 干 \mathcal{O} するため、 渉 フ \mathcal{O} 1 改 ル 善 タ 等 当該 \mathcal{O} L < 追 \mathcal{O} 措 妨 加 は 害 若 置 協 を 議 \mathcal{O}

九 り、

行う計画

根

拠

, を有,

してい

+ 組 に 申 負 関 請 担 す 者 可 る計 12 能 係 額 画 る が [及びそ 携 千二百 帯 無 億 円 0 線 根拠、 通 信 以 を有していること 上 を行う無線 で あ 当該 局 \mathcal{O} 周 負 波 担 (第 四 数 可 12 能 、係る電流 項に掲げ 額 を 確 波 実 に る事項を除く。 \mathcal{O} 能 確 率 保できること。 的 な 利用 を 確 保するた め の 取

+ 申 請 者 が 次 0) 要件 を 満 たしていること。

1 下この 申 請 + -者 が に お 本 7 開 て同じ。 設 指 針 に係る二以上の開 を行ってい な *(* \ 設 計 画 \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 申 請 申 請 期 間 が 同 じ ŧ \mathcal{O} に 限 る 以

2 いこと。 申 請 者 が 本 開 設 指 針 12 保る他 \mathcal{O} 開 設 計 画 \mathcal{O} 認 定 0) 申 請 を行 9 7 7 る 法 人 又 は 寸 体 \mathcal{O} 役 員 で は

な

3 定 \mathcal{O} 申 申 記者が法· 請 を行 人又は団体である場合にあっては、 て 1 な いこと。 そ 0) 役員 が 本 開設指 針 に係 る 他 0) 開 設 計 画 \mathcal{O} 認

4 申 請 者 が 法 人又は 寸 体である場合に . あ って は、 申 請 者 に ょ ŋ 議 決 権 の三分の 以 上 一を保・ 有され

する者 当 該 者を除る により る者、 次 て、 みなす。 一の者により議 議決権 \mathcal{O} < . の者に 申 請 議 者 決 が、 ょ 権 の三分の \mathcal{O} り 議決権を三分の一以上保有する者及 を三分の 議 本 決権 決権 開 設指針 以上を保有される者 の三分の一 の三分の 以上 に 保有 係 る す 開 以上を保有され 以上を保有され うる者 設 計 は 画 当 \mathcal{O} (申請者を除 該 認 定 び申請さ \mathcal{O} る者と、 る者が 0 者 申 請 \mathcal{O} < を行 議 者の 議 没権, 決権 の者 議 0 て 決権を三分の を三分 の三分の一以上を保有 申 \mathcal{O} 1 な 議決権を三分の 請者と地域ごとに連 \mathcal{O} いこと。 以上 こ の 以 保 上保 有 場 する者 以 す 合 有 る者は する者 上 12 携 かする ا ح 保 お 順 有

別表第三 開設計画の認定の審査基準

円 を超 負担 え 口 能 る 額 額 が **(当** あるときは 該 負 担 可 そ 能 \mathcal{O} 額 超 に + える額を控 億 円 未満 除 \mathcal{O} 端数 L た額とする。 が あるときはこ が ょ れ を切りな り 大きい 捨て、 か 二 千 百 億

局 計 場 1 A 認定 を、 場 0) 0 新に 基 人 全 地 日 当 国 設置するもの 力 局 から七 該 バ \mathcal{O} 屋 人] 内 \Box 0) 年を経過 率 で そ 市 $\widehat{}$ 除 町 \mathcal{O} を除っ 村 他 \mathcal{O} L) た値: を当る 他 市 した日 < 町 \mathcal{O} を 無 該 村 通 線 に 0 1 う。 信 とその おけ 属する年度 局 が \mathcal{O} る全て 可 運 通信 を百 能 用 な を 分 市 0 阻 \mathcal{O} 0 末日 0 町 相手方である陸 害するような混 市 五. 村 町 ことみなり で除 の**、** 村 事 した値 務 全国の三・ Ļ 所 等 当 に 上 信 該 移 そ お 動 未 通 \mathcal{O} 1 九世代移動 て 三・ 満 局と 信 他 <u>(つ</u> \mathcal{O} が 端 妨 可 \mathcal{O} 能な 間 害 九 数 通信シ を与り が 世 \mathcal{O} あ 代 市 通 え 信 移 るときは 町 ステ が る 村 動 可 お \mathcal{O} 通 能 ム そ 信 人 とな \mathcal{O} П れ シ これ 0) 基 ス が 合 テ る 地 な

を一に切り上げるものとする。)がより大きいこと。

三 次に掲げる基準への適合の度合いが高いこと。

1 終了促進措置に関する事項

ための具体的 第五 項に定める終了 な対策及び円滑な実施を図るため ,促進措 見に関う する事項について、 の具体的 品な体 対象免許人等との迅速な合意形成 制 の整備に に関す る計画が より 充実 を図る

2 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

ていること。

0 い電気通信事 方法による特定基 本開設指針又は平成二十一 業者等多数の者に対する、 地 局 \mathcal{O} 利用 年総務省告示第二百四十八号に係る開設計画 を促進するため 卸電気通 の具体的 信役務 な計 \mathcal{O} 提供 画 又は電力 が より 気通信 充実 の認定を受けてい L て 設備 7 ること。 \mathcal{O} 接 続そ \mathcal{O} な 他

波数 与すること。 地 (一) の ほ 局 0 を 幅 開 設 か に対する当該周 申請者に割り当てている周波数帯の有 7 電気通信 波数を利 事業を行うことが、 用する電気通 電気 信 通 事 無及び差違並 業に 信 事業の 係る契約数の 健全な発達と円滑 びに申請者に割り当ててい 程 度を勘案して、 な運営に 特定基 ょ らり寄 · る周